

平成19年度 第3回 地域公共交通会議議事録

平成20年3月21日（金） 午後1時

市役所市長応接会議室にて地域公共交通会議を招集する。

（議 事）

- 1 有田市デマンドバス社会実験運行実績報告について
- 2 有田市地域公共交通会議設置要綱改正等について
- 3 有田市地域公共交通総合連携計画について
- 4 地域公共交通活性化・再生総合事業計画の認定について

第3回地域公共交通会議の開会を宣言する。

副市長挨拶

委員紹介

（事務局）

本日は過半数以上の委員様にお集まりいただいておりますので、本会設置要綱第5条第2項の規定により本会が成立したことをご報告いたします。

過去2回にわたる会議につきましては、連合自治会長上野山様に会長代理をお願いしたところでございますが、本会設置要綱第4条第2項により会長を置き、副市長をもって充てることとなっておりますので、本日会議より正式に上田副市長を本会の会長とさせていただきます。また、同第5条第1項により本会議の議長も併せてお願いいたします。

(議長)

それでは議題第1号「有田市デマンドバス社会実験運行実績報告について」事務局より報告願います。

事務局説明及び総括

(別紙有田市デマンドバス社会実験運行実績)

(議長)

事務局より説明があった運行実績報告を受けて、検証及び質疑等はございませんか。

(委員)

9:00発及び10:00発あたりの便については利用者もかなり多かったようであるが、お客さんが乗り切れずに積み残したようなことはないのか。

(事務局)

矢櫃発のBルートについては一部指摘されましたように定員オーバーでお客様が乗り切れなかったケースがあったようです。後で説明することになりますが、そのような状況を改善するためBルートについてはもう少し大型のバスに変更する予定でございます。

(委員)

社会実験運行期間が9月から3月であったので、今回収集してくれているデータについては夏場の利用状況が反映されていない。夏場であれば朝、夕の利用状況が変わってくるという可能性もある。

(事務局)

社会実験運行期間は3月14日をもって終了いたしますが、事業所の協力を得て今後も利用状況の把握に努めさせていただきます。

(委員)

デマンド地域の利用が少ない点については、デマンドであるがゆえに利用が控えられていることも十分考えられるのではないかと。

(事務局)

デマンド地域の利用形態、需要の有無などについては今後の研究課題であると考えて

おります。常設の停留所への変更や新しいデマンド地域の設定などについては、各地域からの要望や需要がどれほどあるのかについてアンケートなどの手法で把握することについても検討しております。

(議長)

2番から4番の議事に入る前に、新法及びそれに関連する補助事業と一連の流れについての概略を事務局より説明願います。

事務局説明

地域公共交通の活性化及び再生に関する法律、地域公共交通活性化・再生総合事業について概略説明

(事務局)

有田市地域公共交通会議設置要綱の改正案につきましては、3月14日付けにて事前に委員の方に承認をいただいているところでございます。

要綱の承認により、これより法定協議会として議事を進行させていただきます。

まず、始めに新たに本会議の委員として村上滋俊様へ委嘱状を交付させていただきます。

会長より委嘱状交付

(議長)

本会議要綱第4条第1項の規定により、副会長を選任することとなっておりますが、いかが取り計らいましょうか。

(委員)

会長代理を務めていただいていた上野山連合自治会長が良いと思います。

(議長)

上野山自治会長にとの声がありましたが、本会議の副会長として上野山様を選任することとしてよろしいでしょうか。

(委員一同)

異議なし。

(議長)

上野山英樹様を本会議の副会長に選任することと致します。よろしく申し上げます。

(議長)

議事2「有田市地域公共交通会議設置要綱改正等について」事務局より説明願います。

事務局説明

(別紙有田市地域公共交通会議設置要綱、有田市地域公共交通会議財務規程、有田市地域公共交通会議事務局規程)

(議長)

事前に承認をいただいているということですが、事務局からの説明を受けて再度確認のため承認の決をとりたいと考えます。

(委員一同)

異議なし。

(議長)

議事2「有田市地域公共交通会議設置要綱改正等について」は原案どおり承認することと致します。

続きまして、議事の3番と4番を一括して事務局より説明願います。

事務局説明

(別紙有田市地域公共交通総合連携計画、有田市地域公共交通活性化・再生総合事業計画認定申請書)

(議長)

議事3及び議事4について質問等ございませんか。

(委員)

地域公共交通活性化・再生総合事業についての補助金の考え方がわかりにくいのもう少し詳しく説明して下さい。

(事務局)

地域公共交通総合連携計画により位置づけられている地域公共交通活性化・再生総合

事業に対して、総事業費の1/2を国庫補助金、残りの1/2を地域で負担するものです。補助金の対象経費について総事業費から運賃収入を差し引いた額となります。

地域の負担分については市において議会の議決を経て予算化していきたいと考えておりますが、事業者の負担や地元企業とのタイアップなどについても積極的に取り組んでいきたいと考えております。

(委員)

計画に定められている3年間は補助事業に乗って事業実施していけるとは思うが、計画終了後の4年目に赤字を出してその時点で料金を再度値上げするなどといったことにならないように計画後の年次計画についても十分考えておくように。

(事務局)

計画の目標にも挙げておりますとおり、交通事業者が自立した運営、運行を行えるよう3年間の事業期間中に協賛を募るなどの企画提案を行っていききたいと考えております。

(議長)

他に質問等ございませんか。無いようですので、議事の3番と4番について原案どおり承認することとしてよろしいですか。

(委員一同)

異議なし。

(議長)

これにより本日予定をしておりました議案は全て終了いたしました。本会議要綱第5条第3項により、議事1番から4番について正式な承認ということで記録いたします。

(事務局)

ありがとうございました。

なお、議事3「有田市地域公共交通総合連携計画について」ご承認いただいたことに伴い、デマンドバス運行に係る路線及び車両の変更、料金設定、時刻表変更についても協議が調ったものとして手続きに移らせていただきます。

それでは本日の会議を閉会いたします。